

庄内地域の新型コロナウイルス感染症対応について (5月8日「5類」感染症に移行後の対応)

新型コロナについては、5月8日から5類感染症に位置づけられることとなり、厚生労働省から外来・入院医療体制や各種公費支援等の見直し内容について示されました。

また、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部においても、各種変更点及び感染対策の考え方について県民の皆様にご周知しているところです。

新型コロナが収束したわけではないことから、庄内地域においては5類移行後も庄内保健所が関係機関との連携・協働を維持しながら、下記のとおり取り組んでいきます。

【概要】

1 医療提供体制

- (1) 入院 《国》幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療体制に向けて、都道府県に9月末までの「移行計画」を策定依頼
《県移行計画》過去最大の入院者数536人が発生しても受け止められる体制を想定
(確保病床：11病院104人、確保病床以外：56病院432人)
《庄内》従来どおり重症度に応じて、病病・病診連携を継続
○重症・中等症Ⅱ：日本海総合病院、鶴岡市立庄内病院
両病院は9月末まで確保病床を有する(日本海15、庄内12)
○軽症・中等症Ⅰの自院患者：上記病院以外
- (2) 入院調整 《国》行政による調整から、入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間の調整を基本とする仕組みへ移行
《県移行計画》国の方針に基づく
感染拡大時で重症者・中等症Ⅱ患者の医療機関間での入院調整が困難な場合は、医療機関で患者の同意を得た上で、県受入調整本部による入院調整の支援を実施
《庄内》庄内地域では現在の医療機関間の調整を継続
- (3) 外来 《国》幅広い医療機関が新型コロナの患者の診療に対応する体制
《県移行計画》県内約730箇所の医療機関での対応を目指す
(現在の「診療・検査医療機関」457箇所)
県では新たな「外来対応医療機関リスト」を公表
《庄内》新たな医療機関の参画につながるよう研修会等を開催
4月18日、医師会会員を対象に「新型コロナウイルス感染症治療に関する研修会」を開催済み
- (4) 宿泊療養 国、県ともに終了(外出制限がなくなるため)
庄内の宿泊療養施設も5月6日(土)をもって新規受入終了

◎庄内地域では5類移行を念頭に地域連携を行ってきており、混乱なく移行計画が実施できると考えられる。

2 高齢者施設対応

- (1) 国の対応 ○重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることから、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、医療体制の確保、陽性者発生時の行政検査を当面継続
- (2) 県の対応 ○高齢者施設等への往診等に対応する医療機関の確保
○施設等に感染症専門班（医師等）を派遣し専門的アドバイス
- (3) 庄内の対応 ○庄内保健所による指導等の継続
5月8日以降も入所者が感染した場合の報告を施設に依頼し相談等に対応
○基本的感染対策の励行のための研修・教育
4月25日、施設職員を対象とした研修会を開催済み

3 県民への啓発

市町と連携し、5月8日以降も感染拡大に備えて以下の啓発を行う。
県民への啓発に係る御協力をお願いする。

- (1) 事前の備え 検査キットや市販薬（解熱鎮痛剤）の事前購入を勧める。重症化リスクの低い軽症者には自己検査及び自宅療養を呼びかける。
- (2) マスク 医療機関や高齢者施設等に行く時は、マスクを着用するよう呼びかける。
- (3) 換気 換気（空気の入れ換え）の重要性に関する意識啓発を行う。
※高齢者団体を対象とした換気指導を計画中
- (4) 参考資料
・厚生労働省啓発資料「体調に異変を感じたら」
・山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「感染症法上の位置づけ変更後の感染対策の考え方」



担当：保健企画課
副主幹 西塔 晋司
電話：0235-66-4919